

団体規約（サンプル）

【注意事項】

こちらの団体規約は、提出書類として求めている「団体規約」について、最低限のイメージを示したサンプルです。

文化・芸術活動継続支援事業において提出が求められている団体規約には以下の3つの記載が必要です。

- ア) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- イ) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
- ウ) 団体の事務所や所在地が世田谷区に存在すること。

〇〇〇〇（団体名） 団体規約

第1条（名称）

この団体は、「〇〇〇〇（団体名）」（以下「当団体」という）と称する。

第2条（事務局所在地）

当団体の事務局は、東京都世田谷区・・・・に置く。

第3条（目的・活動）

当団体は演劇団体であり、世田谷区を拠点として、劇場その他の場所において公演などの表現活動とこれに付随する活動を行うことを目的とする。

第4条（団員）

本団体は、本団体の規約を守り、本団体の活動に積極的に参加する劇団員によって構成される。新たな劇団員の加入については、代表の推薦に基づき、劇団員で構成される全体会議により加入の可否を決する。

第5条（役員）

当団体の運営のために団員の中から以下の役員を置くものとする。役員は全体会議において出席する団員の過半数をもって選任する。また、解任も同様とする。

代表：〇名

副代表：〇名

会計：〇名

第6条（役員 of 責務）

代表は当団体を代表し、円滑な運営にあたり必要な事項又は全体会議にて決定した事項を自己の責任において執行する。副代表は代表を補佐し、代表を欠いた際には次の代表が決定されるまで代表の職務を行う。会計は当団体の経理、監査等の会計事務を行う。

第7条（運営）

当団体に関する 役員 of 選任・解任に関する事項、 団体規約 of 改正等に関する事項、 劇団員 of 加入、除名に関する事項、 その他重要事項については、定期的 to 開催する劇団員による全体会議により決する。全体会議は団員 of 過半数 of 出席により成立し、決議は出席者 of 過半数 of 同意をもって行う。

第8条（規約改正）

この規約は、当団体員 of 過半数 of 同意をもって改正することができる。